

## 9 六会日大前駅周辺地区移動円滑化基本構想立案の基本方針

### 9-1 バリアフリー化に対するニーズ

六会日大前駅周辺地区の特性として以下の5点をバリアフリー化に対するニーズとしてあげることができます。

- ①歩道有効幅員の確保
- ②縦断勾配や横断勾配などの平坦性の確保
- ③電柱や看板などの支障物件
- ④自転車利用者のマナー向上
- ⑤視覚障がい者誘導用ブロックの設置



## 9-2 藤沢市地区別バリアフリー化整備パターン

### (1) 地区類型別整備パターンの検討

藤沢市交通バリアフリー化基本方針では、藤沢市域を「地域現況」、「駅周辺の基盤整備状況」、「旅客施設の現況」により分類し「藤沢市移動円滑化の考え方」として6つの整備パターンに整理しています。

	地域現況	駅周辺の基盤整備状況	旅客施設の現況	移動円滑化の考え方
駅及びその周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な公共的施設や日常生活上必要な施設が多く立地している地区</li> <li>・高齢者や障害者等の通行や施設の利用等が日常的に多い地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅前広場等を有し、移動ネットワーク上の主要な交通拠点を形成している</li> <li>・駅を中心に、地区の骨格となる道路が存在する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が1日あたり5,000人以上</li> </ul>	<b>【地域拠点駅型（重点整備）】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅等の旅客施設のバリアフリー化を推進する。</li> <li>・駅周辺地区において幅の広い歩道整備や歩道の段差の解消など、バリアフリー化を重点的・一体的に推進する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に地域住民の通勤・通学、日常生活に使われている交通拠点およびその周辺地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅前広場が存在しない。または比較的小規模な駅前広場が存在する</li> <li>・駅周辺に地域の骨格となる道路が存在しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が1日あたり5,000人以上</li> </ul>	<b>【日常生活利用駅型（重点整備）】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅等の旅客施設のバリアフリー化を推進する。</li> <li>・駅を中心に歩車共存道路等、歩行者が優先されるような道路を整備し、高齢者や障害者等の交通弱者が安心して道路を利用できる環境を整備する。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が1日あたり5,000人未満</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームまでの高低差が小さく、小改良で車椅子対応可能</li> <li>・ホームまでの高低差が大きく、車椅子対応とするには大改良が必要</li> </ul>
その他の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関として主にバスが利用されている地域</li> </ul>	—	—	<b>【バス地区型】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス路線に歩道を積極的に整備するとともに高齢者や障害者等においても使いやすいバス停の整備を行う。(注)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に自転車・徒歩により移動する地域</li> </ul>	—	—	<b>【自転車・徒歩地区型】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障害者等の交通弱者が安心して道路を利用できる環境を整備する。</li> </ul>

(注) バス規制緩和の動向により見直しが必要

## (2) 地区特性格整備基本方針

藤沢市内において、駅周辺の状況を踏まえて地区特性の整理を行いました。今後、整備を進める上では、これらの特徴をふまえ、住民ニーズを勘案し、順次整備を進めていくものとし

整備パターン		駅・ハスターミナル徒歩圏域				徒歩圏域外	
		地域拠点駅型 (重点整備)	日常生活利用駅型 (重点整備)	日常生活利用駅型	日常生活利用駅型(代替整備検討)	バス路線沿線	その他の地区
1日乗降客数		5,000人以上		5,000人未満			
駅周辺の地区特性	商業業務・地域拠点	商業・業務等の地域の拠点であり、鉄道やバス等により交通拠点を形成している地区 藤沢駅 湘南台駅 長後駅 辻堂駅					
	利用交通手段混在型	駅周辺は区画整理がされ、小規模な駅前広場を有する。駅へはバス、徒歩、自家用車、自転車等の多様な交通手段が利用されている地区	六会日大前駅 善行駅			目白山下駅	
	日常生活拠点 自転車・歩行者アクセス型	駅周辺は主にスプロール的に市街地が形成されている。駅前広場や骨格となる道路網が形成されておらず、駅への主たるアクセス手段が徒歩、自転車となっている地区		藤沢本町駅 本鶴沼海岸駅	石上駅 柳小路駅 鶴沼海岸駅 湘南海岸駅		
	観光地型	日常生活の駅としても使われているが、観光地との役割も有する地区		片瀬江ノ島 江ノ島駅		湘南江の島	
BF化整備手法	基本的な考え方	法に基づく重点整備地区を指定するとともに駅施設を中心とした地区の一体的BF化。		駅施設を中心とした地区の問題箇所のBF化。		地域ニーズに基づく道路整備や基盤整備に伴うBF化。	
	道路等	特定経路を主とした歩行空間の総合的な整備を図る。特定経路を補完する準特定経路の検討。	特定経路の設定または特定経路を代替する準特定経路の検討を行い、駅を中心に、歩車共存、歩行者優先道路の環境整備を図る。			主にバス路線における歩行空間整備を図る。	交通弱者が安心して利用できる道路環境づくりを図る。
	旅客施設等	BF化を積極的に推進する。		駅施設の改築等に合わせ適時BF化を図る。	他の移動手段による代替手法併用も検討する。	バス停のBF化。	

### (3) 整備方針の検討

藤沢市内における移動円滑化の整備方針について、整備パターンごとに整理を行いました。

#### ○駅およびその周辺地域（地域拠点駅型、日常生活利用駅型）

	地域拠点駅型（重点整備）	日常生活利用駅型 （重点整備）	日常生活 利用駅型	日常生活 利用駅型 （代替整備検討）
駅 施設	・エスカレーター、エレベーター、誘導ブロック、スロープ、手すり等を設け、すべての人が安全で快適に利用できるようにする。	同 左	———  （駅施設等の改築等に合わせ、適時バリアフリー化を進める。）	———  （他の移動手段による代替も含めて検討を行い、整備を進める。）
駅前 広場	・駅前広場の段差や勾配等の改善および誘導ブロックの設置を行い、すべての人が安全で快適に移動できるようにする。 ・わかりやすい案内の提供を行う。	同 左	———  （駅施設等の改築等に合わせ、適時バリアフリー化を進める。）	———  （他の移動手段による代替も含めて検討を行い、整備を進める。）
道路	・歩道は十分な有効幅員の確保、段差や勾配等の改善等の整備を行い、連続した歩行空間の確保を進める。 ・高齢者や障害者等の道路横断の安全性を高めるため、音響や高齢者感応を付加した信号機の設置を進める。 ・違法駐輪・看板等の障害物を取り除くため、取り締まりや啓発活動を進める。	・車いす利用を考慮した段差の解消や障害者のための案内設備の整備といった対策を進めるとともに、ハンブ、狭さく等の物理的デバイスの導入により、地区内を走行する自動車の速度を、地区に見あった速度まで低下させる。 ・違法駐輪・看板等の障害物を取り除くため、取り締まりや啓発活動を進める。	同 左	同 左

### 9-3 六会日大前駅周辺地区における基本方針

六会日大前駅周辺地区におけるバリアフリー化を速やかに、かつ効果的に実現するための基本的な方針として以下の3点を設定します。

- ①六会日大前駅を中心とした重点整備地区の設定
- ②生活関連施設相互間を結ぶ生活関連経路の設定
- ③準生活関連経路の設定

#### ①六会日大前駅を中心とした重点整備地区の設定

六会日大前駅は、駅前広場や自転車駐車を有した日常生活利用型の駅で、既に駅施設のバリアフリー化が図られています。この六会日大前駅を中心とした移動円滑化の考え方としては、地区内に立地する文教施設や商業施設との協働のもと、高齢者や障がい者等、だれもが安心して道路や施設を利用できる環境を整備することが重要です。このため、重点的・一体的に整備を進めるため重点整備地区を設定するものとし、まちあるき調査や検討会議の結果を踏まえ、市民センターや公園、学校などの生活関連施設を含む、駅を中心とした概ね1kmの範囲を設定しました。

#### ②生活関連施設相互間の生活関連経路の設定

今回設定を行う生活関連経路は、高齢者、障がい者などが日常生活または社会生活において利用する、六会日大前駅、六会市民センター、公園、学校などの生活関連施設相互間を結ぶ経路として設定します。生活関連経路として設定した道路の歩道については、特に重点的に整備を行う経路として、道路特定事業などを実施し、高齢者、障がい者だけでなく、すべてのひとに歩きやすく、わかりやすい、まちの骨格的な道路として整備を行います。

#### ③準生活関連経路の設定

道路条件や地形条件などの理由から、移動円滑化の基準を満たすことが困難な経路については「準生活関連経路」として位置づけ、今後の望ましい方向軸を設定し、中長期的な展望を示します。

## 10. 六会日大前駅周辺地区移動円滑化基本構想(案)の検討

### 10-1 重点整備地区の検討

重点整備地区は六会日大前駅を中心として徒歩圏内（概ね半径1 km以内）に高齢者・障がい者等が利用する主要施設（官公庁施設、医療施設等）を含む区域としました。区域境は主要な道路、河川、鉄道、町丁目境等を総合的に勘案して策定しました。重点整備地区の概要は以下の通りです。

・面積：1.86km<sup>2</sup> ・人口（平成20年10月）：1.13万人（注）・人口密度：6,100人/km<sup>2</sup>

出典：統計年報（平成21年度）「藤沢市」（注）自治会の一部が含まれる区域は面積により人口を按分した

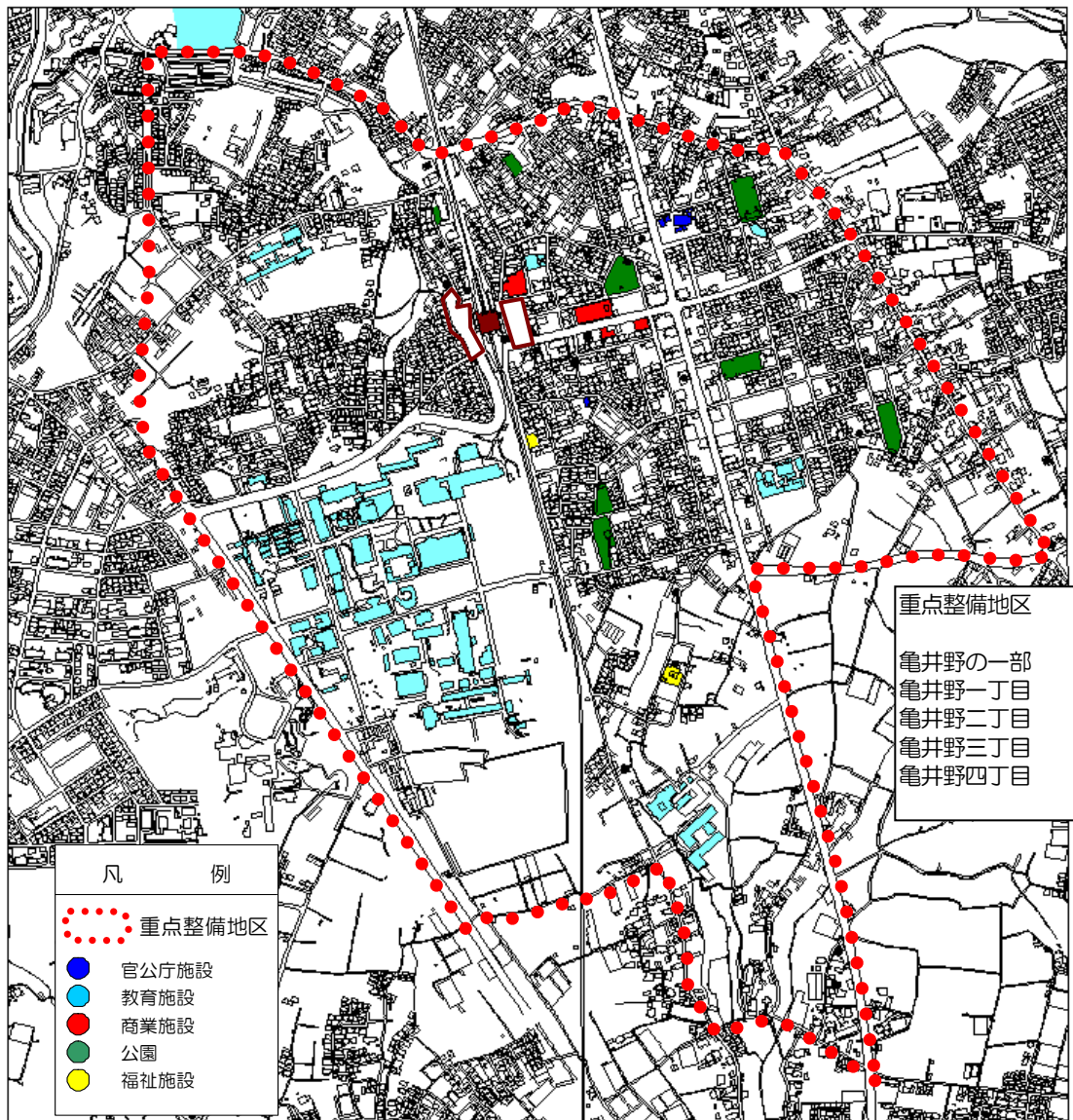
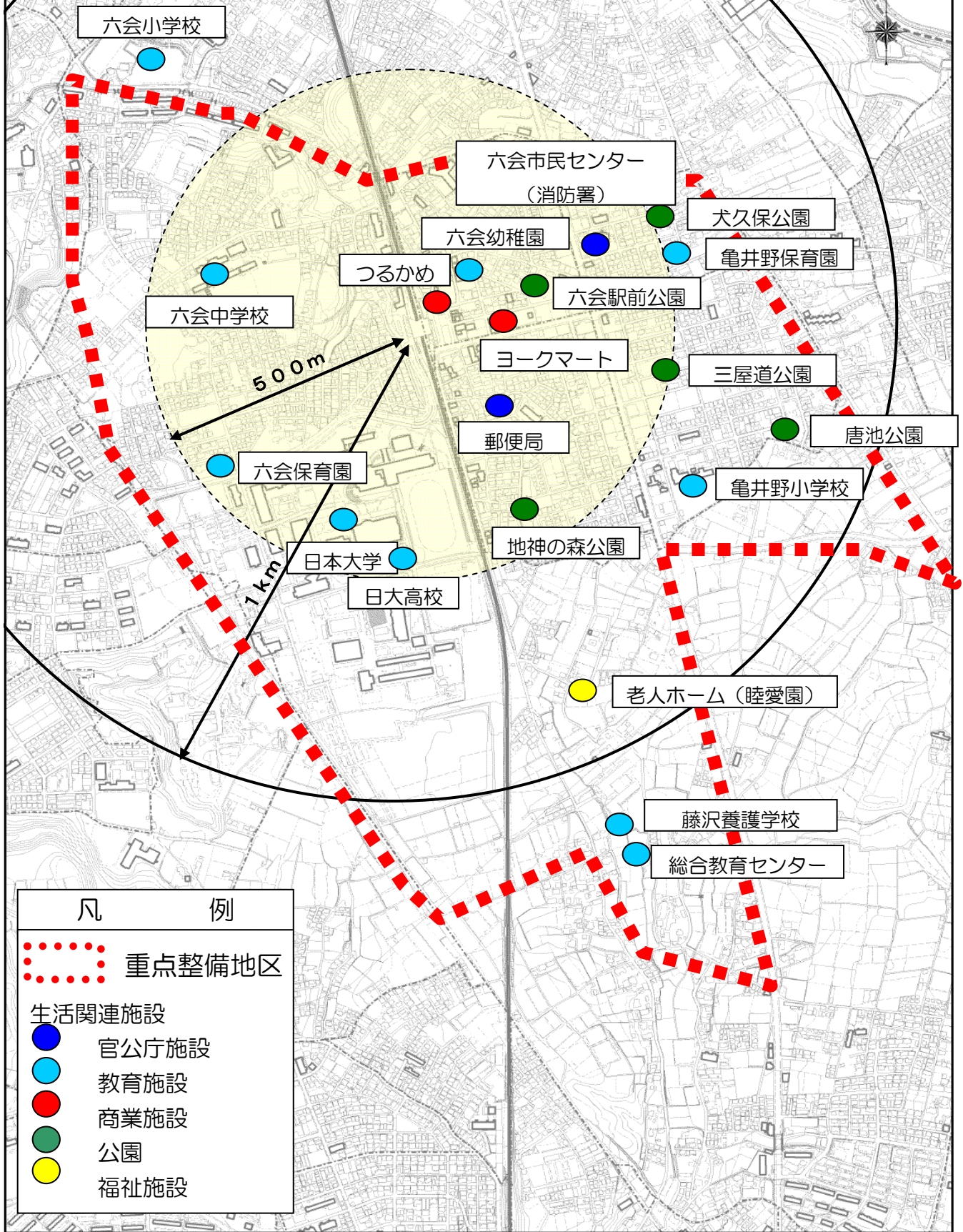


図6 重点整備地区位置図

# 駅周辺生活関連施設の現況



凡 例	
	重点整備地区
生活関連施設	
	官公庁施設
	教育施設
	商業施設
	公園
	福祉施設



## 10-2 生活関連経路の設定

バリアフリー法では、旅客施設を含む生活関連施設間を結ぶ経路のうち、特にバリアフリー化を重点的に整備していく経路について「生活関連経路」と位置づけ、道路特定事業等を実施することとなっています。また、整備にあたっては、可能な限り幅員や段差、勾配などを移動円滑化基準に適合させなければならないことになっています。六会日大前駅周辺地区では、駅から六会市民センター相互間を結ぶ経路などについて、地域の骨格となる経路として特にバリアフリー化を図っていくこととし、以下のように設定しました。

### ※ 設定の基本的な考え方

- 駅から生活関連施設（多数の高齢者や身体障がい者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる施設）までの経路を設定します
  - 駅を中心として、日常、多くの人に使われており、地域の骨格となる経路を設定します
- 以上の条件より、六会日大前駅を中心に、動線となる生活関連経路の選定を行いました。選定した経路は以下の8本であり、総延長は2.12kmとなっています。また、中長期的な整備方針を示した経路として、「準生活関連経路」を2本設定しました。総延長は1.48kmとなっています。「準生活関連経路」については、道路特定事業などの短期的な整備は困難ですが、今後の望ましい方向軸を設定し、中長期的な展望を示します。

表5 生活関連経路

No.	経路	経由する 主な施設(経路)	延長	路線名	備考
1	六会日大前駅東口ロータリー		0.23km		生活関連経路
2	六会日大前駅西口ロータリー		0.12km		生活関連経路
3	六会日大前駅西口ロータリー～西口通り線(日大北門)		0.15km		生活関連経路
4	駅東口ロータリー～国道467号線交差点	ヨークマート	0.27km	六会駅東口通り線	生活関連経路
5	国道467号線交差点～旧町田県道		0.35km	六会駅東口通り線	生活関連経路
6	国道467号線～六会市民センター		0.17km	国道467号線	生活関連経路
7	国道467号線～亀井野小学校		0.40km	国道467号線	生活関連経路
8	駅東口ロータリー～六会2号踏切付近		0.43km	六会349号線	生活関連経路
9	六会2号踏切付近～藤沢養護学校		0.73km	六会375号線 他5路線	準生活関連経路
10	駅西口ロータリー～六会小学校	県道菖蒲沢戸塚線	0.75km	六会1号線 他1路線	準生活関連経路



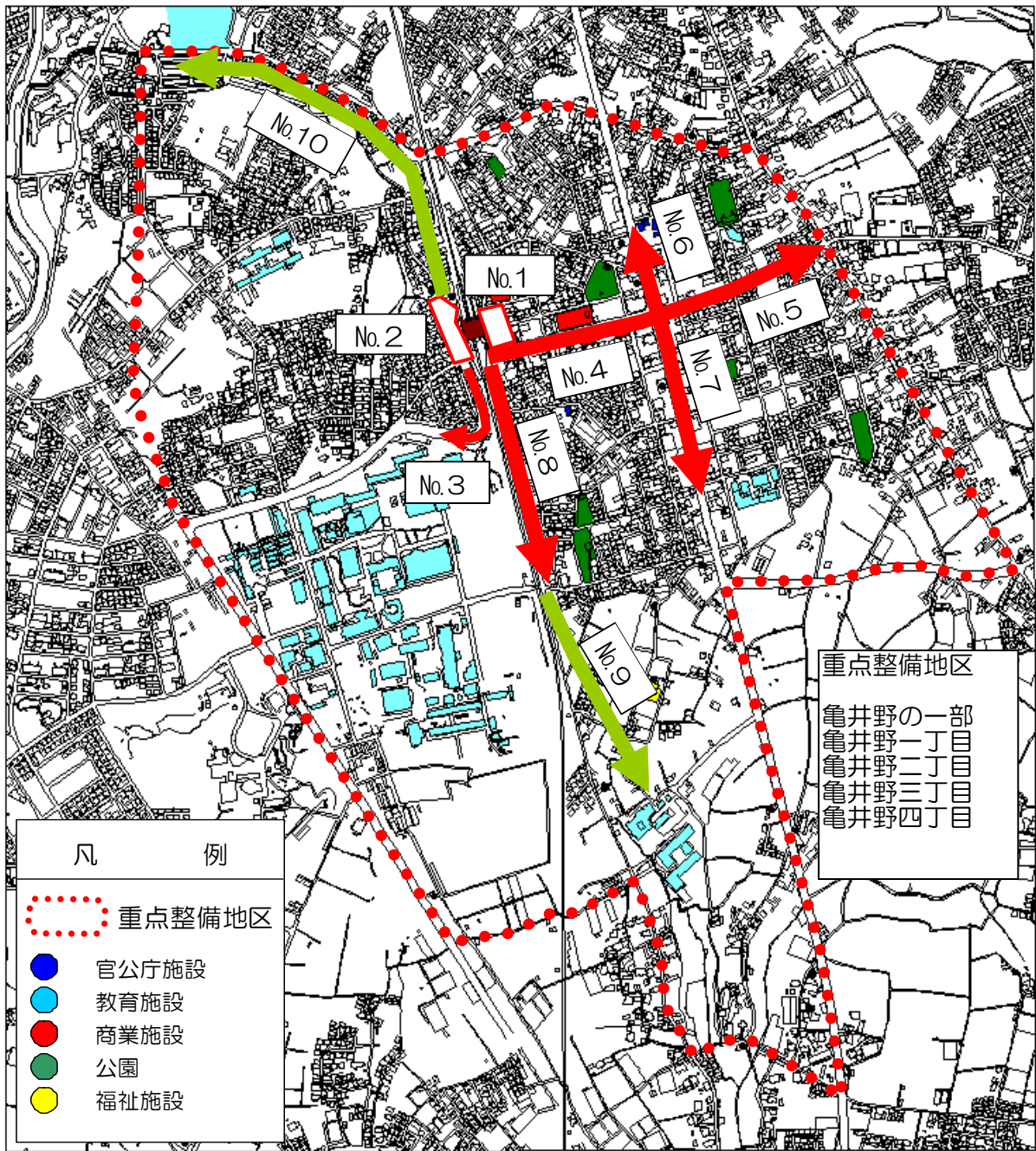
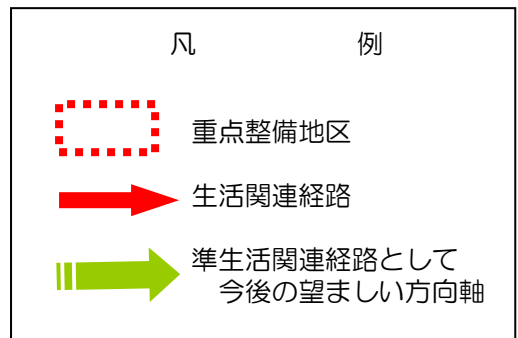


図7 生活関連経路

重点整備地区：バリアフリー化を実施する地区  
 生活関連経路：主動線として重点的に整備バリアフリー化を図る道路  
 準生活関連経路：今後の望ましい方向軸



## 10-3 特定事業として特に留意すべき事項

「問題点と課題の整理」において整理を行った課題をもとに、特定事業として留意すべき事項の検討を行いました。六会日大前駅周辺地区のバリアフリー化については、藤沢市全体のバリアフリー化整備基本方針を受けた整備を行うことが前提になりますが、地区特性を考慮し、特に六会日大前駅周辺地区において特定事業計画を立案する際に留意すべき事項としては以下の3点があげられます。

- ・ 駅を中心とした生活関連経路の段差解消
- ・ 東口通り線の自転車走行環境の整備
- ・ 地域が取り組むソフト施策の充実

### (1) 駅を中心とした生活関連経路の段差解消

六会日大前駅は、駅前広場や自転車駐車を有する日常生活利用型の駅ですが、駅周辺には生活関連施設が点在し、基本的な歩行者動線は駅を中心に構成されています。このため、道路特定事業については、駅から各施設を結ぶ路線を設定し、段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックなどの整備を行います。

### (2) 東口通り線の自転車走行環境の整備

現在、幅員16mの東口通り線については、自転車交通量が1日約1,000台と自転車利用者の多い路線となっています。また、沿道には商業施設などもあることから、歩行者と自転車利用者が輻輳している状況にあります。このため、当該路線の幅員構成の見直しなどを含め、バリアフリー化を図ることで安全で利便性の高い路線を構築します。

### (3) 地域が取り組むソフト施策の充実

#### 【広報・啓発】

- ・ 生活関連経路の沿道住民（商店主）に対するバリアフリーの理解促進

#### 【教育】

- ・ 自転車利用のマナー向上 ・ 違法駐輪撲滅 ・ その他、迷惑行為撲滅

#### 【防犯・事故対策】

- ・ 駅前ロータリーの樹木の適性化 ・ 防犯カメラの設置

#### 【環境】

- ・ 街路灯のLED化の推進 ・ 地域による緑化の推進